平成３１年４月１日

いじめ防止基本方針

岐阜県立関高等学校

本校は『知・徳・体に調和のとれた豊かな人間性を持ち、「高い志」とグローバルな視野をもって、将来、地域社会の発展のために貢献できる有為な担い手を育成する』ことを教育目標としています。さらに重点目標として『勉強する関高生』Study hard!『マナーのよい関高生』Be polite!『汗を流す関高校』Work hard!『グローバルな関高生』Be global!を、目指します。

いじめに関わる諸問題については、迅速かつ毅然とした態度で対応し、関高のすべての生徒がいじめの《加害者》《被害者》、そして《傍観者》にならないために、本校のいじめ基本方針を明示し、全職員・全生徒でいじめの防止に取り組みます。

ここに定める本校の『いじめ防止基本方針』は、生徒が生き生きとした学校生活を送るために、いじめ問題等の未然防止と早期発見・解決に関する具体的な方針及び対策等を示すものである。
また同時に、これを読めば
①本校の教職員が、自分が今、何をすればよいかがわかるもの
②学校が生徒をどのように育てようとしているのかがわかるもの
③保護者や地域にどのような協力を依頼すればよいのかがわかるもの　である。

１　いじめ問題に関する考え方

（１）いじめとは？

「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な影響を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（２）いじめの基本認識

(ア)いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こり得る問題である。
(イ)いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
(ウ)いじめは、水面下で進行することが多く、発見しにくい場合が多い。
(エ)いじめは、いじめられている生徒の立場に立って親身に指導を行うべき問題である。
(オ)いじめは、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見、早期対応に努めるべき問題である。
(カ)いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題ある。

（３）いじめの具体的な態様

(ア)心理的苦痛 →	・冷やかし、からかい、悪口、脅し文句を受ける ・仲間はずれや集団による無視を受ける ・ネット上での誹謗中傷を受ける　など
(イ)物理的苦痛 →	・金品を隠される、盗まれる、物を壊される ・金品をたかられる　など
(ウ)暴力的苦痛 →	・ぶつかられる、叩かれる、蹴られる ・嫌なこと、恥ずかしいことをさせられる　など

（４）学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
（５）学校は、学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

２　いじめ問題に対する校内組織体制

組織の名称	いじめ防止等対策検討会議	
組織の目的	いじめの未然防止、早期発見・早期対応を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行うことを目的として組織する。	
構成員	学校関係	校長　教頭　教務主任　生徒指導主事　生徒指導副主事 各学年主任　特別活動部長　教育相談部長　養護教諭 ＊必要に応じて生徒代表(生徒会長)
	第三者	臨床心理士　山本　彩　様 保護者代表(ＰＴＡ副会長)　岡田　英賢　様 地域代表(地域住民)　安田　雅喜　様 ＊第三者委員の方は、必要に応じて出席いただくこととする。
年間予定	第１回	日時：令和元年５月２１日(火) 内容：いじめ防止対策に係る年間計画の作成
	第２回	日時：令和元年７月１２日(金)　(予定) 内容：迷惑調査を基にした現状確認と意見交換
	第３回	日時：令和元年１１月１３日(水)　(予定) 内容：迷惑調査を基にした現状確認と意見交換
	第４回	日時：令和２年２月１４日(金) 内容：現状確認と意見交換、今年度の反省と課題
緊急時	生徒を除く学校関係者、当該生徒の正副担任および所属する部の顧問等の出席により開催する。	

３　年間計画

月	行　　事	取 組 予 定	目 的
4	４月当初の学年会 情報モラル講習会（１年生） 教育相談（二者面談） 心理検査の実施	・生徒の情報交換 ・情報機器使用上の危険性や問題点の確認 ・生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・クレペリン検査の実施	・いじめの早期発見 ・いじめの防止 ・いじめの早期発見 ・いじめの早期発見
5	第１回人権教育推進委員会 **第１回いじめ防止等対策検討会議**	・人権教育に係る年間計画の作成 ・いじめ防止対策に係る年間計画の作成	・外部専門家、保護者、地域住民との連携
6	職員研修 携帯電話等利用実態調査（１年）	・心理検査の分析会	・職員の資質向上 ・情報共有
7	**第１回校内迷惑調査** 第１回県いじめ調査 **第２回いじめ防止等対策検討会議** 保護者懇談会（三者面談）	・いじめ、迷惑調査（全校生徒対象） ・第１回県いじめ調査（４～７月） ・現状確認と意見交換 ・家庭生活の状況確認	・いじめの早期発見 ・情報共有 ・いじめの早期発見
8	学年会を中心とした情報交換	・長期休暇明けの生徒観察	・いじめの早期発見 ・情報共有
9	職員研修	・心理検査の有効な活用等に係る研修会	・職員の資質向上 ・情報共有
10	拡大学年会（全学年随時）	・前期生徒情報交換会	・情報共有
11	**第２回校内迷惑調査** **第３回いじめ防止等対策検討会議** 教育相談（二者面談）	・いじめ、迷惑調査（全校生徒対象） ＊第２回迷惑調査は記名式で実施する。 ・現状確認と意見交換 ・生徒の生活状況や問題意識等の確認	・いじめの早期発見 ・情報共有
12	第２回県いじめ調査 保護者懇談会（三者面談）	・第２回県いじめ調査（４～１２月） ・家庭生活の状況確認	・いじめの早期発見 ・いじめの早期発見
1	学年会を中心とした情報交換 第２回人権教育推進委員会（職員）	・長期休暇明けの生徒観察 ・今年度の人権教育の反省と課題	・いじめの早期発見 ・情報共有
2	第２回拡大学年会（随時） **第３回校内迷惑調査** **第４回いじめ防止等対策検討会議**	・生徒情報交換会 ・いじめ、迷惑調査（１、２年生対象） ・現状確認と今年度の反省と課題	・いじめの早期発見 ・いじめの早期発見 ・情報共有 ・外部専門家、保護者、地域住民との連携
3	第３回県いじめ調査	・第３回県いじめ調査（４～３月）	・職員の資質向上 ・情報共有

４　いじめの未然防止のために

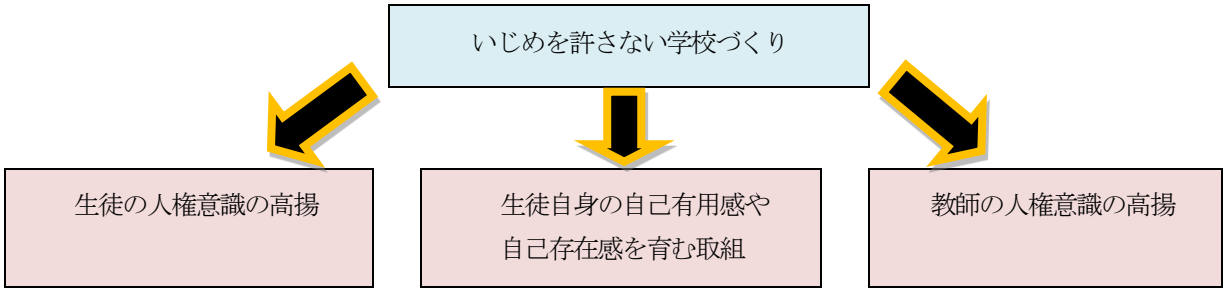

（１）具体的実践

（ア）教　務
- 分かる授業、生徒が主体となる授業研究の推進
- 授業規律の確立と定期的な確認

（イ）生徒指導
- 基本的生活習慣の確立に向けた取組
- 定期的な「迷惑調査」による校内の実態把握
- ＭＳリーダーズ活動を通した社会貢献活動の推進
- いじめに関する職員研修会等の開催
- 教育相談体制の整備

（ウ）特別活動
- 部活動の活性化と部内における良好な人間関係の構築
- ＭＳリーダーズと連携した社会貢献活動の推進
- 生徒間のコミュニケーション能力の高揚

（エ）進路指導
- 講話（卒業生他）等による進路意識の高揚
- インターンシップや社会体験学習による規範意識の高揚

（オ）全職員
- 生徒観察と情報の共有
- 未然防止のための0JT（校内研修）の実施

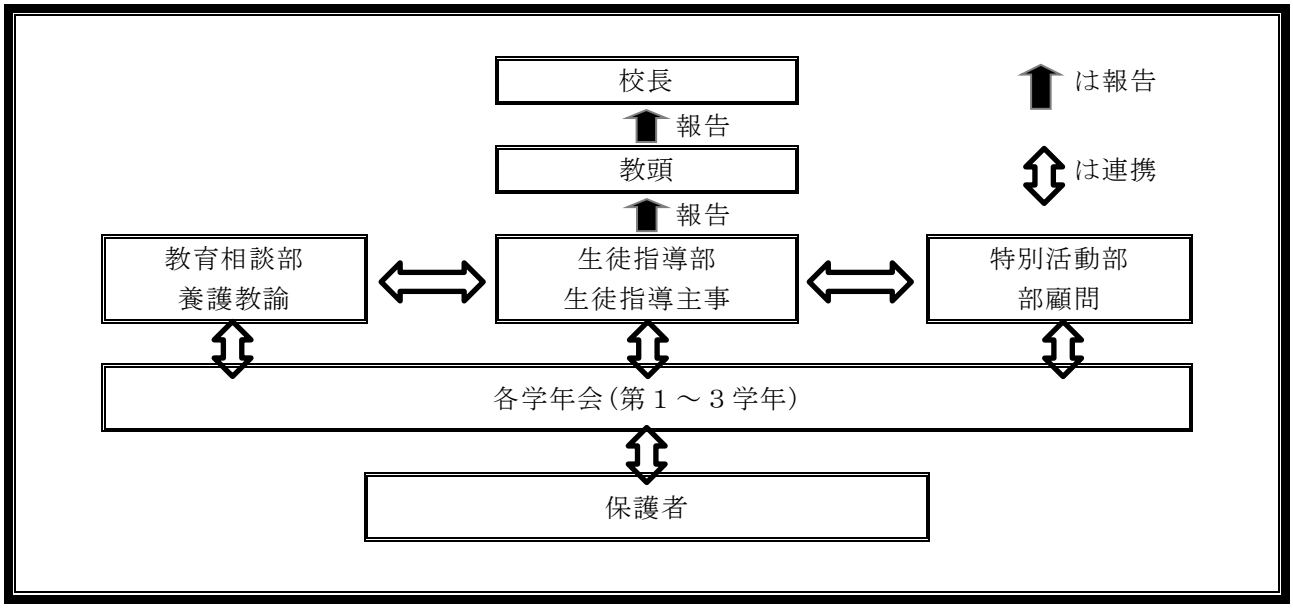

５　いじめの早期発見・早期対応マニュアル

（１）いじめ早期発見のために

(ア)職員が「深刻ないじめはどのクラスにも、どの子にも起こりうる」という共通理解を持つ。

(イ)定期的に迷惑調査（アンケート調査）を実施する。

(ウ)教育相談体制の充実（二者面談やカウンセリングの実施）を図る。

(エ)学年会を中心とした情報交換、事実確認を大切にして保護者との連携を密にする。

(オ)複数の職員が違った観点から生徒を観察し理解するように努める。

(カ)職員と生徒の信頼関係を構築する。

(キ)学校の教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。

（２）いじめ早期対応マニュアル（順序と対応組織図）

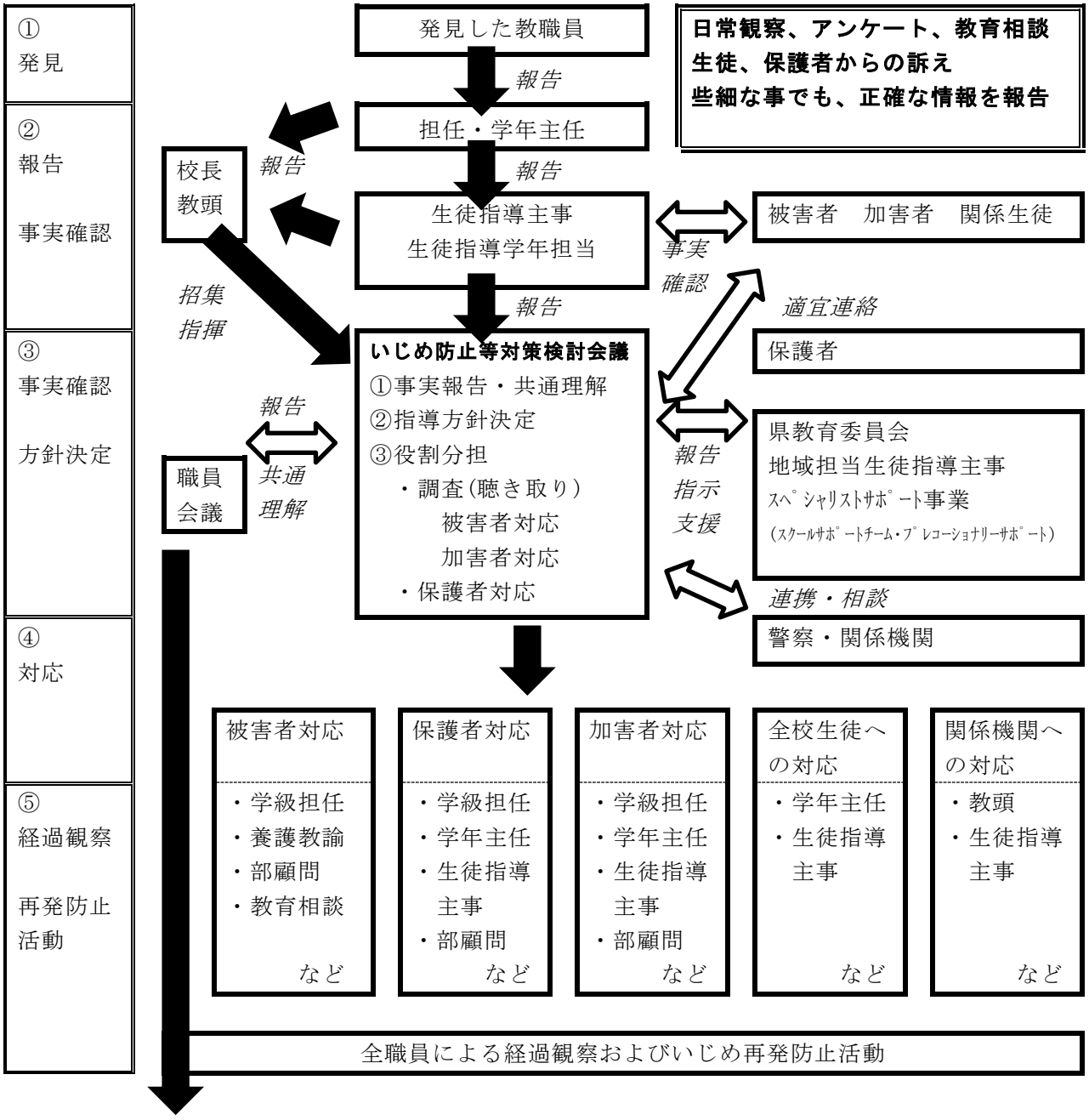

早期発見・事案対処マニュアル

<table>
<tr><td>初期対応</td><td colspan="2">□管理職に第一報
□複数の教職員で対応
□事実確認
＊被害生徒、加害生徒、関係生徒への事情の聴き取り、教育相談部への相談状況等の確認
＊被害者の立場に立って、行為としての事実を確認する
＊必要に応じて複数の情報のすり合わせを行い、正確な情報を集約する
□加害生徒の保護者への連絡
□被害生徒の保護者への連絡</td></tr>
<tr><td>情報収集</td><td colspan="2">□被害生徒・加害生徒・周囲にいた生徒から事情の聴き取り
＊被害生徒には、教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害生徒からの報復を恐れず真実を語るよう援助する
＊加害生徒からの聴き取りでは、生徒が発言中に判定を下さず、いじめに至った背景や心情等、加害生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける
＊不測の事態に備え、生徒は一人にしない
＊複数の教職員で、関係する生徒からそれぞれ別室で聴き取る　＊生徒自身に状況を書かせる
□場合によっては、関係機関（警察等）や中学校の状況を出身中学校等に問合せる
□情報を時系列で詳細かつ正確に記録（事実のみ５Ｗ１Ｈで記載）</td></tr>
<tr><td>報連相</td><td colspan="2">□管理職に報告した上での、いじめ防止等対策検討会議の開催
＊情報集約
＊被害生徒・保護者への対応・支援、加害生徒・保護者への指導・支援
＊他の生徒への対応
＊今後の対応策、役割分担、指導方法等の原案作成
□緊急職員会議の開催
＊全教職員への周知と共通認識を図る　＊今後の対応策の見当と役割分担
□関係生徒への指導・支援、他の生徒への対応、保護者への対応、関係機関（警察等）との連携について協議
□地域担当生徒指導主事に報告
□重大事案は県教委学校安全課生徒指導係に報告
＊電話連絡の後、第一報報告様式で報告　℡058-272-1111(内線 3143)
□場合によっては、ＰＴＡ会長に報告</td></tr>
<tr><td rowspan="3">生徒への対応</td><td>被害生徒</td><td>加害生徒</td></tr>
<tr><td>□共感的理解に基づく指導・支援
＊本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が支えることを約束する
＊今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する
□教育相談部やスクールカウンセラー等による心のケア</td><td>□「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す
□叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う
□形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する
□心のケアを行う</td></tr>
<tr><td colspan="2">周囲の生徒への対応
□周囲の生徒からいじめの情報提供があった場合
＊その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聴き取る
その際には情報提供者が誰なのか分からないよう配慮する
＊騒ぎ立てたり、話を不用意に広めたりすることがないよう指導する
□「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保護者への対応</td><td>被害生徒の保護者</td><td>加害生徒の保護者</td></tr>
<tr><td>□電話による概要説明
＊事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る
□家庭訪問の実施
＊複数の教職員で家庭訪問し、（管理下で起きた場合は）管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする
＊詳細を説明し、誠意をもって対応する
＊学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する
＊場合によっては警察に被害届を出す</td><td>□概要説明（家庭訪問、保護者来校等）
＊複数の教職員で面談し、事実を整理して伝える
＊温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける
＊加害生徒が複数いる場合は公平に対応する
□今後の対応策を相談
＊保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の支援の在り方について、共に考える
＊学校の指導・支援の在り方について説明する
＊被害生徒への対応（謝罪等）について相談する
＊事象の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する</td></tr>
</table>

※いじめ防止対策推進法、国及び県のいじめ防止基本方針、学校いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめ防止対策及びいじめへの具体的な対応を円滑に実施すること。

（３）重大事態と判断されたときの対応

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

（ア）重大事態とは

①いじめにより当該生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある場合（暴力行為を受けている、金品を脅し取られているなど）

②いじめにより当該生徒が相当期間欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（不登校等に陥り、部屋に閉じこもっているなど）

（イ）対応手順

①上記の対応マニュアルに従って、学校長の指示に従い「いじめ防止等対策検討会議」を緊急に開催し対応に当たる。

②県教育委員会に報告・指示を仰ぐとともに、警察を含めた関係機関と連携し、支援を要請する。また必要に応じて専門的な第三者の派遣を要請する。

（県教育委員会のスペシャリストサポート事業《スクールサポートチーム派遣・プレコーショナリーサポート派遣》を活用する）

（ウ）注意事項

①被害者及び保護者に最大限の配慮（情報提供なども含む）をして、事実確認及び対応に当たる。

②因果関係の特定を急がず、客観的な事実確認に努める。

③被害者・加害者対応等は、必ず複数の職員で行う。

④全職員の共通理解を図り、学校全体で対応に努めていく。

（４）いじめが解消している判断（定義）

（ア）いじめに係る行為が、少なくとも３カ月止んでいることを目安とする。

（イ）被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

６　個人情報の取扱い

（１）個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合、問題解明の上でも裏付け資料としてデータが大変重要である。また、被害生徒やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書も必要となるため、個人調査データは、生徒の在籍期間中は必ず保管する。

・各種心理検査
・校内迷惑調査（第１～３回）
・各種進路調査　　など

（２）心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）する上で有効な資料となり得るため、その取扱いや活用方法について0JT（職員校内研修）などを実施し、生徒指導に積極的に活用する。

７　資料の保管

アンケートの質問票の原本等（一次資料）及び、アンケートや聴収の結果を記録した文書等（二次資料）と調査報告書は、保存期間を卒業後５年とする。